

## 中間市原油価格・物価高騰緊急対策支援金 Q&A

### Q-1 支援金の背景と目的は

#### A 〈背景〉

新型コロナウイルス感染症等の影響により、多くの事業者が材料価格・燃料価格高騰によるあおりを受けています。

#### 〈目的〉

材料価格等の高騰に起因するコスト増がありながら、十分に価格転嫁できない為に収益が悪化するなど、特に材料価格・燃料価格高騰による影響が大きい業種を営む市内中小企業者及び小規模事業者を緊急的に支援するものです。

### Q-2 支援の内容は

A 対象1事業所（店舗）当たり15万円を支給します。

### Q-3 対象事業者の要件は

A ①～③のすべてに該当する中小企業者及び小規模事業者

① 令和4年10月1日時点において、中間市内で1年以上事業を継続していること

② 1事業所（店舗）における主たる事業が、日本標準産業分類における【農業（認定農業者に限る）、建設業、製造業、運輸業・郵便業、卸売業・小売業、飲食サービス業、洗濯・理容・美容業・浴場業、廃棄物処理業】のいずれかである。

※別紙対象業種一覧（市HPに掲載）をご覧ください。

③ 売上げ又は粗利益について、令和3年9月～令和4年8月のいずれかの月の額が、平成31年以後の任意の年の同月の額と比較して15%以上減少していること。

### Q-4 対象業種の選定理由は

A 特に原油価格上昇の影響が大きい業種として、運輸・郵便、洗濯・理容・美容・浴場、廃棄物処理を、特に物価高騰の影響が大きい業種として、農業、建設、製造、卸売・小売、飲食サービス業を選定しました。

Q-5 売上げ・粗利益減少の比較期間の設定理由は

A 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の状況と比較するため、国の対策本部が設置された令和2年1月以前の概ね1年間を含めるために平成31年1月以降としました。

Q-6 中小企業・小規模事業者の定義は何か

A 下表のとおり中小企業基本法の定義によります。

業種分類	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
建設業、製造業、運輸業・郵便業	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
飲食サービス業、洗濯・理容・美容業・浴場業、廃棄物処理業	5千万円以下	100人以下

※農業については、認定農業者に限るため、記載しておりません。

Q-7 粗利益とは何か

A 売上総利益のこと。売上高から、売上原価を差し引いたものです。工事原価・製造原価・運送原価に含まれるもの以外は、売上原価に人件費は含みません。

建設業	売上-工事原価
製造業	売上-製造原価
運輸業・郵便業	売上-運送原価
卸売業・小売業	売上-仕入れ
飲食サービス業	売上-仕入れ
洗濯・理容・美容・浴場業	売上-仕入れ
廃棄物処理業	売上-売上原価

Q-8 固定の事業所（店舗）を持たない事業者（キッチンカー等）はどうなる

A テイクアウト専門のキッチンカーについては、月に20日以上営業を行っている事業者の方は対象事業者【小分類】（771）に該当します。

キッチンカーが複数台ある場合にはまとめて申請してください。

（イベント等における不定期の出店営業や主たる店舗に属するキッチンカーについては非該当となります。）

Q-9 NPO 法人は対象か

A 対象外です。

今回対象となるのは個人事業主のほか次の法人格を有する法人です。

- ・株式会社
- ・合名会社
- ・合資会社
- ・合同会社
- ・(特例) 有限会社

参考：中小企業庁ホームページ FAQ「中小企業の定義について」Q2 中小企業基本法上の「会社」の定義を教えてください。

Q-10 履歴事項全部証明書は、取得から何ヶ月以内まで有効か

A 現行の情報が記載されているものであれば、取得日にかかわらず有効とします。

Q1-11 履歴事項全部証明書は、コピーでよいのか

A コピーで問題ありません。ただし、原本が提出された場合でも返却はいたしかねます。

Q1-12 周知はどのようにするのか

A 市のホームページ、広報なかま 11月号に掲載予定です。

Q1-13 全体のスケジュールは

A 令和4年10月1日から広報開始し、10月3日(月)から12月28日(水)までを申請受付期間とし、その間に申請されたものについて不備なければ3週間程度でお支払いする予定です。

〈イメージ〉

(1週目) 申請及び審査事務 (2週目) 会計処理 (3週目) 振込

※支給決定の通知はありませんので、振込をご確認ください。

ただし、支給不可の場合は書面により通知します。

Q1-14 先月廃業したが、支援金の申請はできるか

A 申請時点で既に廃業されている方は対象外です。

Q1-15 開業届における開業日が令和3年10月1日以前であれば問題ないか

A 問題ありません。ただし、事業実態がない場合は申請できません。

Q1-16 個人事業主として事業を行っており、最近（令和3年10月2日以降）法人化した。申請は可能か

- A 個人事業主として行っていた事業内容と法人化後の事業内容が一致していれば申請可能です。事業が継続していることがわかる書類を提出してください。

Q1-17 支援金は申請すれば必ず支給されるのか

- A 必要書類に不備がなく、対象者としての要件をみたしていれば支給されます。

Q1-18 申請は先着順か

- A 先着順ではありません。令和4年12月28日（水）までに申請してください。

Q1-19 返還規定はあるか

- A 虚偽の申請であることが判明した場合は、返還を求めます。

.....追記.....

Q1-20 歯科技工所は対象業種となるのか

- A なりません。日本標準産業分類【大分類P 医療,福祉】に該当する業種は対象外となります。